

身体拘束廃止マニュアル

1. 身体拘束廃止に関する考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。社会福祉法人ウエルNC（以下「本法人」という。）では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

(1) 介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為としています。

(2) 緊急やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則です。しかしながら、以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- ① 切迫性 : 利用者本人又は、他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
 - ② 非代替性 : 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
 - ③ 一時性 : 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。
- 身体的拘束を行う場合には、以上の三つの要件を全て満たすことが必要です。

2. 身体拘束廃止に向けての基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止

本法人においては、原則として身体拘束及びその行動制限を禁止します。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束廃止委員会を中心に十分に検討を行い身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の三要件の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明同意を得て行います。また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行いできるだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

(3) 日常ケアにおける留意事項

身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努めます。
- ② 言葉や応対等で、利用者の精神的な自由を妨げないように努めます。
- ③ 利用者の思いをくみとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をします。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行いません。
- ⑤ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるように努めます。

(4) 情報開示

本マニュアルはホームページにて公表し、利用者等からの閲覧の求めには速やかに対応します。

3. 対象事業

本法人の事業は次の通りです。

- ① 介護老人保健施設たてがみの郷
- ② 通所リハビリテーションたてがみの郷
- ③ 訪問リハビリテーションたてがみの郷
- ④ グループホームたてがみの郷
- ⑤ 小規模ホームあんきな
- ⑥ 居宅介護支援事業所たてがみの郷

4. 身体拘束廃止に向けた体制

(1) 身体拘束廃止委員会の設置

① 設置目的

本法人内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
身体拘束を実施した場合の解除の検討
身体拘束廃止に関する職員全体への指導

② 身体拘束廃止委員会の構成員

メンバーは下記構成員とします。

構成員総数の1/2の参加があればこの委員会は成立します。

身体拘束廃止委員会の責任者

施設長等

身体拘束廃止委員会の構成員

1：施設長等

2：医師

3：各対象事業所の課長および主任、又はそれに代わる者

その他：必要があれば各対象事業所の担当職員

③ 身体拘束廃止委員会の開催

3か月に1回定期的に開催する。

その他、必要時には随時開催する。

5. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施します。

① 身体拘束廃止委員会の開催（委員会の流れについてはフローチャート参照）

（別紙1）

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束廃止委員会を開催し各関係部署の代表が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の三要素の全てを満たしているかどうかについて検討、確認します。

要件を検討・確認した上で、身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し、本人・保証人に対する説明書（別紙2）を作成します。

また、廃止に向けた取り組みの検討会を早急に行い実施に努めます。

② 利用者本人や保証人に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。

また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に保証人と行っている内容と方向性、利用者の状態把握等を確認説明し、同意を得た上で実施します。

③ 記録と再検討（別紙2. 3. 4）

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いて、その様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録します。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討します。その記録は2年間保存します。

④ 拘束の解除

③の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合には、保証人に報告します。

< 介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為 >

- ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋をつける。
- ⑥ 車いすやいすから落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを防げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。
- ⑫ その他、命令的な、高圧的な言動で抑制する。

6. 身体拘束廃止に向けた各職種の役割

身体拘束廃止に向け、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応します。

（施設長等）

1) 身体拘束廃止委員会の総括責任者

（課長および主任又はそれに代わる者）

1) ケア現場における諸課題の総括責任者

(医師)

- 1) 医療行為への対応
- 2) 看護職員との連携

(看護職員)

- 1) 医師との連携
- 2) 施設における医療行為の範囲の整備
- 3) 重度化する利用者の状態観察
- 4) 記録の整備

(リハビリ職員)

- 1) 機能面からの専門的指導・助言
- 2) 重度化する利用者の状態観察
- 3) 記録の整備

(生活相談員・介護支援専門員)

- 1) 身体拘束廃止に向けた職員教育
- 2) 医療機関、家族との連絡調整
- 3) 家族の意向に沿ったケアの確立
- 4) 施設のハード、ソフト面の改善
- 5) チームケアの確立
- 6) 記録の整備

(栄養士)

- 1) 経鼻・経管栄養から経口への取り組みとマネジメント
- 2) 利用者の状態に応じた食事の工夫
- 3) 記録の整備

(介護職員)

- 1) 拘束がもたらす弊害の正確な認識
- 2) 利用者の尊厳の保持
- 3) 利用者の疾病、障害等による行動特性の理解
- 4) 利用者個々の心身の状態を把握した基本的ケアの確立
- 5) 利用者とのコミュニケーションの確立
- 6) 記録の整備

7. 身体拘束廃止、改善のための職員教育・研修

全ての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り職員教育を行います。

- ① 定期的な教育・研修の実施（年2回以上）
- ② 新任者に対する身体拘束廃止・予防のための研修の実施（1回以上）
- ③ その他必要な教育・研修の実施（随時開催）